

東川町住宅太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、美しい東川の風景を守り育てる基本計画（平成14年3月策定）に基づき、東川町住宅太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電システム」とは、シリコンなどの半導体に光を当てると電気が発生する光電効果を利用した太陽電池を使用して、太陽の光から直接電気を得て利用する一般家庭用の発電システムをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、東川町に住所を有し、自らが居住する一戸建の住宅（床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供されているもの。）に太陽光発電システムを設置する者とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（kW表示とし、小数点以下第3位を四捨五入）に1kW当たり7万円を乗じた額（千円未満切捨て）とし、21万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 太陽光発電システムを設置する際は東川町景観計画景観形成基準に配慮すること。
- (2) 建築基準法その他関係する法令を遵守すること。
- (3) 補助事業等の内容の変更、中止、廃止をする場合は、町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第9条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月15日より施行する。